

令和2年4月28日

保護者各位

福島県立湯本高等学校長

学校の一斉臨時休業の延長について（重要）

新緑の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校の教育活動に対して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されました。これを受け、福島県教育委員会から県立高等学校においては、令和2年4月21日（火）から5月6日（水）まで臨時休業とする通知があり、本校においても臨時休業としたところですが、4月28日（火）の福島県教育委員会の通知を受け、下記のとおりといたしますので御理解と御協力をお願いいたします。

なお、御家庭におきましても、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業について

**5月7日（木）から当面の間を臨時休業とします。**

2 登校日について

臨時休業期間に登校日を設けることを検討しております。詳細についてはあらためて一斉メール及びホームページにて御連絡いたします。

3 部活動について

**期間中の活動はすべて中止とします。**

4 臨時休業期間の過ごし方

- （1）自分の進路目標に向けての学習を計画的に進めてください。なお、各教科からの課題は登校日に連絡します。
- （2）登校や外出の際は、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底させてください。
- （3）御家庭でのお子様の健康観察の記録とするために、引き続き、検温と健康観察の記録の御協力をお願いします。
- （4）公共交通機関を利用する場合には、必ずマスクを着用するなどの感染防止の対策をお願いします。
- （5）規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で、人と人が至近距離で会話する場所やイベント等には行かないよう御指導ください。
- （6）学校から一斉メールまたはホームページにて御連絡することがありますので、こまめに御確認ください。

5 連絡先

湯本高等学校      0246-42-2178  
土日祝日の連絡先 080-2811-6950

（事務担当 教頭 電話0246-42-2178）